

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、本人及び当社の責めに帰すべき事由により就職後 6 か月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料を下記規定に基づいて返金します。

但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

【返戻金規定】

3 か月以内に退職した場合	紹介手数料の 5 0 %
6 か月以内に退職した場合	紹介手数料の 2 0 %

許 可 番 号 4 0 - ユ - 3 0 1 0 1 4
事業所の名称及び所在地 西日本良友株式会社
福岡県福岡市博多区奈良屋町 1-1 ヤシマ博多ビル 902